

(3) 感染症

- ア 感染症の種類と発生原因 イ 感染症の予防
ウ 理容・美容と感染症

(4) 衛生管理技術

- ア 消毒の意義と目的 イ 消毒法の種類 ウ 消毒法の実際

3 内容の取扱い

(1) 内容の構成及びその取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。

ア 指導に当たっては、「理容・美容保健」と関連させながら、理容・美容業における衛生措置の実践的な知識と技術の習得を図ること。

イ 内容の(4)については、器具の消毒が、理容・美容の業務を衛生的に行う上で、特に重要なものであることから、実験・実習を通して、その意義を理解させ、消毒に関して必要な適切な技術等の習得に努めること。

(2) 内容の範囲や程度については、次の事項に配慮するものとする。

ア 内容の(1)については、公衆衛生と理容・美容業との結び付き、理容師や美容師の責務、保健所の業務等を重点的に扱うこと。

イ 内容の(2)については、環境と健康、衣食住の衛生、廃棄物処理と環境保全等を重点的に扱うこと。

ウ 内容の(3)については、感染症の種類等、理容・美容と関係の深い事項を重点的に扱うこと。

エ 内容の(4)については、消毒器具の取扱い、消毒薬の保管方法等の概要を扱うこと。

[理容・美容保健]

1 目 標

人体、皮膚及び皮膚付属器官の構造と機能に関する科学的、系統的な知識を総合的に習得させ、理容・美容を適切に行う能力と態度を育てる。

2 内 容

(1) 人体の構造と機能

- ア 人体の構造 イ 人体の調整機能 ウ 骨格、筋

(3) 感染症

- ア 感染症の種類と発生原因 イ 感染症の予防
ウ 理容・美容と感染症

(4) 衛生管理技術

- ア 消毒の意義と目的 イ 消毒法の種類 ウ 消毒法の実際

3 内容の取扱い

(1) 内容の構成及びその取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。

ア 指導に当たっては、「理容・美容保健」と関連させながら、理容・美容業における衛生措置の実践的な知識と技術の習得を図ること。

イ 内容の(4)については、器具の消毒が、理容・美容の業務を衛生的に行う上で、特に重要なものであることから、実験・実習を通して、その意義を理解させ、消毒に関して必要な適切な技術等の習得に努めること。

(2) 内容の範囲や程度については、次の事項に配慮するものとする。

ア 内容の(1)については、公衆衛生と理容・美容業との結び付き、理容師や美容師の責務、保健所の業務等を重点的に扱うこと。

イ 内容の(2)については、環境と健康、衣食住の衛生、廃棄物処理と環境保全等を重点的に扱うこと。

ウ 内容の(3)については、感染症の種類等、理容・美容と関係の深い事項を重点的に扱うこと。

エ 内容の(4)については、消毒器具の取扱い、消毒薬の保管方法等の概要を扱うこと。

[理容・美容保健]

1 目 標

人体、皮膚及び皮膚付属器官の構造と機能に関する科学的、系統的な知識を総合的に習得させ、理容・美容を適切に行う能力と態度を育てる。

2 内 容

(1) 人体の構造と機能

- ア 人体の構造 イ 人体の調整機能 ウ 骨格、筋

エ 循環, 呼吸 オ 消化, 排泄^{せつ} カ 神経と感覚器

(2) 皮膚及び皮膚付属器官の構造と機能

ア 構造 イ 生理作用

(3) 皮膚及び皮膚付属器官の疾患

ア 皮膚に影響を及ぼす因子 イ 保護と手入れ ウ 疾患

3 内容の取扱い

(1) 内容の構成及びその取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。

ア 指導に当たっては、各種の模型や標本の活用、ビデオ教材等の工夫によって、専門的な知識の習得を図ること。

イ 内容の(2)及び(3)については、「理容・美容の物理・化学」や「衛生管理」と関連させながら、皮膚疾患とその感染経路、病原菌と消毒法及び予防法に関する的確な知識と技術を習得させること。

(2) 内容の範囲や程度については、次の事項に配慮するものとする。

ア 内容の(1)については、人体の構造と機能に関する基礎的な内容を、各器官の疾病と保健に関連させながら扱うこと。

イ 内容の(2)については、皮膚及び皮膚付属器官の構造や生理作用の概要を指導するとともに、特に、毛髪の保健衛生については重点的に扱うこと。

ウ 内容の(3)については、皮膚及び皮膚付属器官に影響を与える因子、その性状に合った保護と手入れの方法等を重点的に指導すること。

[理容・美容の物理・化学]

1 目標

理容・美容器具や香粧品等に関する科学的知識を習得させ、理容・美容を適切に行う能力と態度を育てる。

2 内容

(1) 理容・美容に関する物理

ア 力, 熱, 光 イ 理容・美容と機械・器具

(2) 香粧品に関する化学

エ 循環, 呼吸 オ 消化, 排泄^{せつ}

(2) 皮膚及び皮膚付属器官の構造と機能

ア 構造 イ 生理作用

(3) 皮膚及び皮膚付属器官の疾患

ア 皮膚に影響を及ぼす因子 イ 保護と手入れ ウ 疾患

3 内容の取扱い

(1) 内容の構成及びその取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。

ア 指導に当たっては、各種の模型や標本の活用、ビデオ教材等の工夫によって、専門的な知識の習得を図ること。

イ 内容の(2)及び(3)については、「理容・美容の物理・化学」と関連させながら、皮膚疾患とその感染経路、病原菌と消毒法及び予防法に関する的確な知識と技術を習得させること。

(2) 内容の範囲や程度については、次の事項に配慮するものとする。

ア 内容の(1)については、人体の構造と機能に関する基礎的・基本的な事項を、各器官の疾病と保健に関連させながら扱うこと。

イ 内容の(2)については、皮膚及び皮膚付属器官の構造や生理作用の概要を指導するとともに、特に、毛髪の保健衛生については重点的に扱うこと。

ウ 内容の(3)については、皮膚及び皮膚付属器官に影響を与える因子、その性状に合った保護と手入れの方法等を重点的に指導すること。

[理容・美容の物理・化学]

1 目標

理容・美容器具や香粧品等に関する科学的知識を習得させ、理容・美容を適切に行う能力と態度を育てる。

2 内容

(1) 理容・美容に関する物理

ア 力, 熱, 光 イ 理容・美容と機械・器具

(2) 香粧品に関する化学

- ア 物質の構造 イ 化学反応と化合物 ウ 水と金属
- エ 化粧品概論 オ 化粧品の種類と原料
- カ 基礎化粧品の使用目的と取扱い

3 内容の取扱い

- (1) 内容の構成及びその取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。
- ア 指導に当たっては、実験・実習や観察を重視するとともに、「理容・美容保健」、「理容実習」及び「美容実習」と関連させながら、実際的な知識の習得を図ること。
- (2) 内容の範囲や程度については、次の事項に配慮するものとする。
- ア 内容の(1)については、熱伝導、光、電磁気など理容・美容にかかわりのある物理の基本的な原理と機械・器具の構造や機能を関連させながら、その操作方法について扱うこと。
 - イ 内容の(2)については、溶液の性質、化粧品の原料、洗浄剤の種類等、化粧品に関する化学及び化粧品の成分の変更等の概要を扱うこと。

[理容・美容文化論]

1 目標

理容・美容の業務を行うために必要な美的感覚を身に付けるとともに、豊かな表現力と鑑賞力を養う。

2 内容

- (1) 理容・美容文化史
- ア 理容・美容の変遷 イ 流行の影響
- (2) 理容・美容デザイン
- ア 造形の意義と応用 イ 色彩の意義と応用
- (3) 服飾
- ア 服飾の歴史 イ 理容・美容業と服飾

3 内容の取扱い

- (1) 内容の構成及びその取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。
- ア 指導に当たっては、美的感覚、表現力、鑑賞力を養うために、芸術科等

- ア 物質の構造 イ 化学反応と化合物 ウ 化粧品の種類と原料
- エ 基礎化粧品の使用目的と取扱い

3 内容の取扱い

- (1) 内容の構成及びその取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。
- ア 指導に当たっては、実験・実習や観察を重視するとともに、「理容・美容保健」、「理容実習」及び「美容実習」と関連させながら、実際的な知識の習得を図ること。
- (2) 内容の範囲や程度については、次の事項に配慮するものとする。
- ア 内容の(1)については、熱伝導、光、電磁気など理容・美容にかかわりのある物理の基本的な原理と機械・器具の構造や機能を関連させながら、その操作方法について扱うこと。
 - イ 内容の(2)については、溶液の性質、化粧品の原料、洗浄剤の種類等、化粧品に関する化学の概要を扱うこと。

[理容・美容文化論]

1 目標

理容・美容の業務を行うために必要な美的感覚を身に付けるとともに、豊かな表現力と鑑賞力を養う。

2 内容

- (1) 理容・美容文化史
- ア 理容・美容の変遷 イ 流行の影響
- (2) 理容・美容デザイン
- ア 造形の意義と応用 イ 色彩の意義と応用
- (3) 服飾
- ア 服飾の歴史 イ 理容・美容業と服飾

3 内容の取扱い

- (1) 内容の構成及びその取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。
- ア 指導に当たっては、美的感覚、表現力、鑑賞力を養うために、芸術科

と関連させながら指導すること。また、生徒の興味・関心に即して、見学の機会を設けるなどして、ファッションを概括的に取り扱うこと。

(2) 内容の範囲や程度については、次の事項に配慮するものとする。

ア 内容の(1)については、時代や地域を象徴するファッションを基に、その特徴や時代背景等について扱うこと。

イ 内容の(2)については、色彩や造形の原理等、基礎的な内容を中心に、理容・美容と関連させながら扱うこと。

ウ 内容の(3)については、時代や地域を象徴する服飾を基に、その特徴や機能、ファッション性等の概要を扱うこと。

[理容・美容技術理論]

1 目標

理容・美容に関する基礎的な知識と技術を総合的に習得させ、理容・美容を衛生的、能率的に実践する態度と習慣を養うとともに、これを適切に行う能力を育てる。

2 内容

(1) 基礎技術

ア 理容・美容技術の意義 イ 理容・美容技術と人体各部の名称

ウ 作業姿勢

(2) 器具類の取扱い

ア 種類と使用目的 イ 形態と機能 ウ 選定法と手入れ

エ 理容所と美容所の設備・備品

(3) 頭部技術

ア ヘアデザインとカット イ シャンプー技術とリンシング

ウ 頭部マッサージとヘアトリートメント

エ ヘアセッティングの種類と特徴

(4) 理容の顔面技術

ア シェービング イ 顔面処置技術

(5) 特殊技術

等と関連させながら指導すること。また、生徒の興味・関心に即して、見学の機会を設けるなどして、ファッションを概括的に取り扱うこと。

(2) 内容の範囲や程度については、次の事項に配慮するものとする。

ア 内容の(1)については、時代や地域を象徴するファッションを基に、その特徴や時代背景等について扱うこと。

イ 内容の(2)については、色彩や造形の原理等、基礎的・基本的な事項を中心に、理容・美容と関連させながら扱うこと。

ウ 内容の(3)については、時代や地域を象徴する服飾を基に、その特徴や機能、ファッション性等の概要を扱うこと。

[理容・美容技術理論]

1 目標

理容・美容に関する基礎的な知識と技術を総合的に習得させ、理容・美容を衛生的、能率的に実践する態度と習慣を養うとともに、これを適切に行う能力を育てる。

2 内容

(1) 基礎技術

ア 理容・美容技術の意義 イ 理容・美容技術と人体各部の名称

ウ 作業姿勢

(2) 器具類の取扱い

ア 種類と使用目的 イ 形態と機能 ウ 選定法と手入れ

エ 理容所と美容所の設備・備品

(3) 頭部技術

ア ヘアデザインとカット イ シャンプー技術とリンシング

ウ 頭部処置技術 エ アイロン技術とパーマメント技術

(4) 理容の顔面技術

ア シェービング イ 顔面処置技術

(5) 特殊技術

ア 染毛技術 イ 美顔術

(6) 美容の和装技術

3 内容の取扱い

(1) 内容の構成及びその取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。

ア 指導に当たっては、「理容実習」及び「美容実習」と関連させて取り扱うこと。また、理容所や美容所の施設等とその業務の見学や器具、用具類の操作等を通して、具体的に知識と技術を習得させること。

(2) 内容の範囲や程度については、次の事項に配慮するものとする。

ア 内容の(1)については、実際の業務において必要とされる理容師や美容師としての心構えや倫理観、衛生措置等の概要を扱うこと。

イ 内容の(3)については、基礎となるヘアデザインを中心に、各種頭部技術の概要について扱うこと。

ウ 内容の(5)については、染毛技術における薬剤の取扱いに重点を置いて扱うこと。

エ 内容の(6)については、日本髪由来や名称及びその特徴、着付け技術等に重点を置いて扱うこと。

[理容・美容運営管理]

1 目標

理容・美容業にかかわる運営管理の基本的事項及び適切な接客方法を習得させ、理容・美容を適切に行う能力と態度を育てる。

2 内容

(1) マーケティング

ア マーケティングの概要 イ 理容・美容業とマーケティング

(2) 経営管理

ア 企業と経営 イ 理容・美容業と経理

(3) 労務管理

ア 労務管理の概要 イ 社会保障制度 ウ 作業管理と健康管理

(4) 接客法

ア 染毛技術 イ 美顔術

(6) 美容の和装技術

3 内容の取扱い

(1) 内容の構成及びその取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。

ア 指導に当たっては、「理容実習」及び「美容実習」と関連させて取り扱うこと。また、理容所や美容所の施設等とその業務の見学や器具、用具類の操作等を通して、具体的に知識と技術を習得させること。

(2) 内容の範囲や程度については、次の事項に配慮するものとする。

ア 内容の(1)については、実際の業務において必要とされる理容師や美容師としての心構え、衛生措置等の概要を扱うこと。

イ 内容の(3)については、基礎となるヘアデザインを中心に、各種頭部技術の概要について扱うこと。

ウ 内容の(5)については、染毛技術における薬剤の取扱いに重点を置いて扱うこと。

エ 内容の(6)については、日本髪由来や名称及びその特徴、着付け技術等に重点を置いて扱うこと。

[理容・美容運営管理]

1 目標

理容・美容業にかかわる運営管理の基本的事項及び適切な接客方法を習得させ、理容・美容を適切に行う能力と態度を育てる。

2 内容

(1) マーケティング

ア マーケティングの概要 イ 理容・美容業とマーケティング

(2) 経営管理

ア 企業と経営 イ 理容・美容業と経理

(3) 労務管理

ア 労務管理の概要 イ 社会保障制度 ウ 作業管理と健康管理

(4) 接客法

ア 接客法の基本 イ 事故及びトラブルの処理

3 内容の取扱い

(1) 内容の構成及びその取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。

ア 指導に当たっては、経営管理や労務管理の理論的、技術的な学習にとどまることなく、理容・美容の業務に関する職業観の育成に努めること。

イ 内容の(4)については、「理容実習」及び「美容実習」と関連させながら指導すること。また、理容所や美容所の施設等における実習等を通して、実践的な態度と能力を育てること。なお、接客法の指導に当たっては、個々の生徒のコミュニケーション手段の特性に合わせて、的確な接客法が身に付くよう留意すること。

(2) 内容の範囲や程度については、次の事項に配慮するものとする。

ア 内容の(1)については、マーケティング理論の概要、理容業界や美容業界の現状等を、具体的な事例を基に指導すること。

イ 内容の(2)については、経営管理や事務にかかわる基本的な理論と事例について扱うこと。

ウ 内容の(3)については、労務管理の目的や範囲について関係法規と関連させながら扱うこと。

エ 内容の(4)については、社会生活におけるエチケットの必要性に触れるとともに、実習を通して、接客の意義、接客用語等を重点的に扱うこと。

[理容実習]

1 目標

理容に関する技術を総合的に習得させ、理容を適切に行う能力と態度を育てる。

2 内容

(1) 基礎技術実習

ア 実習の心構え イ 作業位置と姿勢 ウ 施設の衛生管理

(2) 器具の取扱い実習

ア 管理方法と消毒方法 イ 基本操作

ア 接客法の基本 イ 事故及びトラブルの処理

3 内容の取扱い

(1) 内容の構成及びその取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。

ア 指導に当たっては、経営管理や労務管理の理論的、技術的な学習にとどまることなく、理容・美容の業務に関する職業観の育成に努めること。

イ 内容の(4)については、「理容実習」及び「美容実習」と関連させながら指導すること。また、理容所や美容所の施設等における実習等を通して、実践的な態度と能力を育てること。なお、接客法の指導に当たっては、個々の生徒のコミュニケーション手段の特性に合わせて、的確な接客法が身に付くよう留意すること。

(2) 内容の範囲や程度については、次の事項に配慮するものとする。

ア 内容の(1)については、マーケティング理論の概要、理容業界や美容業界の現状等を、具体的な事例を基に指導すること。

イ 内容の(2)については、経営管理や事務にかかわる基礎的・基本的な理論と事例について扱うこと。

ウ 内容の(3)については、労務管理の目的や範囲について関係法規と関連させながら扱うこと。

エ 内容の(4)については、社会生活におけるエチケットの必要性に触れるとともに、実習を通して、接客の意義、接客用語等を重点的に扱うこと。

[理容実習]

1 目標

理容に関する技術を総合的に習得させ、理容を適切に行う能力と態度を育てる。

2 内容

(1) 基礎技術実習

ア 実習の心構え イ 作業位置と姿勢 ウ 施設の衛生管理

(2) 器具の取扱い実習

ア 管理方法と消毒方法 イ 基本操作

(3) 頭部技術実習

- ア スタンダードヘアにおけるカットティング技法の実習
- イ デザインヘアにおけるカットティング技法の実習
- ウ ヘアセッティング技法の実習 エ シャンプー技術の実習
- オ 理容マッサージ技法の実習

(4) 顔面技術実習

- ア シェービング技術の実習 イ 顔面処置技術の実習

(5) 特殊技術実習

- ア 染毛技術の実習
- イ フェイスマッサージ及びトリートメント技術の実習

(6) 総合実習

3 内容の取扱い

(1) 内容の構成及びその取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。

- ア 指導に当たっては、「理容・美容技術理論」と関連させながら、理容師としての専門的な技術の習得を図ること。
- イ 器具、用具類の基本操作の指導に当たっては、安全で確実な操作の習得を優先するとともに、けが等の応急処置の方法にも触れること。

(2) 内容の範囲や程度については、次の事項に配慮するものとする。

- ア 内容の(1)については、実習を行う際の一般的な留意事項や衛生上の留意事項について扱うこと。
- イ 内容の(2)については、刃物類の安全性に留意して扱うとともに、刃物類、櫛、ブラシ類の消毒方法や研磨方法等を重点的に扱うこと。
- ウ 内容の(3)については、カットティングの準備から事後処置までの順序や各種技法の特徴等を中心に、頭部処置の実際を扱うこと。
- エ 内容の(4)については、フェイスシェービング及びネックシェービングの準備から事後処置までの順序や技法等を中心に、顔面処置の実際を扱うこと。
- オ 内容の(5)については、各種染毛剤の取扱い、パッチテストの方法等を扱うこと。

(3) 頭部技術実習

- ア スタンダードヘアにおけるカットティング技法の実習
- イ デザインヘアにおけるカットティング技法の実習
- ウ ヘアセッティング技法の実習 エ シャンプー技術の実習
- オ 理容マッサージ技法の実習

(4) 顔面技術実習

- ア シェービング技術の実習 イ 顔面処置技術の実習

(5) 特殊技術実習

- ア 染毛技術の実習
- イ フェイスマッサージ及びトリートメント技術の実習

(6) 総合実習

3 内容の取扱い

(1) 内容の構成及びその取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。

- ア 指導に当たっては、「理容・美容技術理論」と関連させながら、理容師としての専門的な技術の習得を図ること。
- イ 器具、用具類の基本操作の指導に当たっては、安全で確実な操作の習得を優先するとともに、けが等の応急処置の方法にも触れること。

(2) 内容の範囲や程度については、次の事項に配慮するものとする。

- ア 内容の(1)については、実習を行う際の一般的な留意事項や衛生上の留意事項について扱うこと。
- イ 内容の(2)については、刃物類の安全性に留意して扱うとともに、刃物類、櫛、ブラシ類の消毒方法や研磨方法等を重点的に扱うこと。
- ウ 内容の(3)については、カットティングの準備から事後処置までの順序や各種技法の特徴等を中心に、頭部処置の実際を扱うこと。
- エ 内容の(4)については、フェイスシェービング及びネックシェービングの準備から事後処置までの順序や技法等を中心に、顔面処置の実際を扱うこと。
- オ 内容の(5)については、各種染毛剤の取扱い、パッチテストの方法等を扱うこと。

[美容実習]

1 目標

美容に関する技術を総合的に習得させ、美容を適切に行う能力と態度を育てる。

2 内容

(1) 基礎技術実習

ア 実習の心構え イ 作業位置と姿勢 ウ 施設の衛生管理

(2) 器具の取扱い実習

ア 管理方法と消毒方法 イ 基本操作

(3) 頭部技術実習

ア トリートメント技術の実習 イ シャンプー技術の実習
ウ カットング技法の実習 エ パーマネント技法の実習
オ ヘアセッティング技法の実習

(4) 特殊技術実習

ア 染毛技術の実習 イ 美顔術とボディケア技術の実習
ウ 化粧技法の実習 エ マニキュアとペディキュア技術の実習

(5) 和装技術実習

ア 日本髪 イ 着付け技術の実習

(6) 総合実習

3 内容の取扱い

(1) 内容の構成及びその取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。

ア 指導に当たっては、「理容・美容技術理論」と関連させながら、美容師としての専門的な技術の習得を図ること。

イ 器具、用具類の基本操作の指導に当たっては、安全で確実な操作の習得を優先するとともに、けが等の応急処置の方法にも触れること。

(2) 内容の範囲や程度については、次の事項に配慮するものとする。

ア 内容の(1)については、実習を行う際の一般的な留意事項や衛生上の留意事項について扱うこと。

[美容実習]

1 目標

美容に関する技術を総合的に習得させ、美容を適切に行う能力と態度を育てる。

2 内容

(1) 基礎技術実習

ア 実習の心構え イ 作業位置と姿勢 ウ 施設の衛生管理

(2) 器具の取扱い実習

ア 管理方法と消毒方法 イ 基本操作

(3) 頭部技術実習

ア トリートメント技術の実習 イ シャンプー技術の実習
ウ カットング技法の実習 エ パーマネント技法の実習
オ ヘアセッティング技法の実習

(4) 特殊技術実習

ア 染毛技術の実習 イ 美顔術とボディケア技術の実習
ウ 化粧技法の実習 エ マニキュアとペディキュア技術の実習

(5) 和装技術実習

ア 日本髪 イ 着付け技術の実習

(6) 総合実習

3 内容の取扱い

(1) 内容の構成及びその取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。

ア 指導に当たっては、「理容・美容技術理論」と関連させながら、美容師としての専門的な技術の習得を図ること。

イ 器具、用具類の基本操作の指導に当たっては、安全で確実な操作の習得を優先するとともに、けが等の応急処置の方法にも触れること。

(2) 内容の範囲や程度については、次の事項に配慮するものとする。

ア 内容の(1)については、実習を行う際の一般的な留意事項や衛生上の留意事項について扱うこと。

イ 内容の(2)については、刃物類の安全性に留意して扱うとともに、刃物類、櫛、ブラシ類の消毒方法等を重点的に扱うこと。

ウ 内容の(3)については、特にカッティング、カーリング、ワインディングについて基本的な技術の習得を図ること。

エ 内容の(4)については、各種染毛剤の取扱い、パッチテストの方法、マッサージの基本手技等を扱うこと。

オ 内容の(5)については、伝統的なヘアスタイルの重要性に触れ、着付け技術の基礎的な内容の習得を図ること。

カ 内容の(6)については、頭部技術実習や特殊技術実習等を組み合わせることにより、総合的に美容技術を扱うこと。

[理容・美容情報活用]

1 目標

社会における情報化の進展と情報の意義や役割を理解させるとともに、情報の活用に関する知識と技術を習得させ、理容・美容の分野で情報及び情報手段を主体的に活用する能力と態度を育てる。

2 内容

(1) 情報機器と情報の活用

ア 生活と情報の活用 イ 情報機器の活用分野

ウ 情報通信ネットワーク

(2) 情報モラルとセキュリティ

ア 情報の価値とモラル イ 情報のセキュリティ管理

(3) 理容・美容と情報機器の活用

ア 理容・美容における情報機器活用の目的と意義

イ 個人情報の管理 ウ 理容・美容における情報機器活用の実際

3 内容の取扱い

(1) 内容の構成及びその取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。

ア 理容・美容に関する題材やデータなどを用いた実習を通して、理容・美容

イ 内容の(2)については、刃物類の安全性に留意して扱うとともに、刃物類、櫛、ブラシ類の消毒方法等を重点的に扱うこと。

ウ 内容の(4)については、各種染毛剤の取扱い、パッチテストの方法、マッサージの基本手技等を扱うこと。

エ 内容の(5)については、伝統的なヘアスタイルの重要性に触れ、基本的な着付け技術の習得を図ること。

オ 内容の(6)については、頭部技術実習や特殊技術実習などを組み合わせることにより、総合的に美容技術を扱うこと。

[理容・美容情報処理]

1 目標

社会における情報化の進展と情報の意義や役割を理解させるとともに、情報処理に関する知識と技術を習得させ、理容・美容の分野で情報及び情報手段を活用する能力と態度を育てる。

2 内容

(1) 情報社会とコンピュータ

ア 生活と情報処理 イ コンピュータの利用分野

ウ 情報の価値とモラル

(2) コンピュータによる情報処理

ア コンピュータの仕組み イ コンピュータの活用

ウ 情報通信ネットワーク

(3) 理容・美容とコンピュータの活用

ア 理容・美容におけるコンピュータ利用の目的と意義

イ 理容・美容におけるコンピュータ活用の実際 ウ 個人情報の管理

3 内容の取扱い

(1) 内容の構成及びその取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。

ア 指導に当たっては、実習を通して、実践的・体験的に理解させるよう

の分野において情報を主体的に活用できるように指導すること。また、他の理容・美容に関する各科目と関連付けて指導すること。

(2) 内容の範囲や程度については、次の事項に配慮するものとする。

ア 内容の(1)については、情報化の進展が生活や社会に及ぼす影響、情報の意義や役割及び情報機器の活用分野の概要を扱うとともに、情報通信ネットワークを活用した情報の収集、処理、分析、発信について体験的に扱うこと。

イ 内容の(2)については、個人のプライバシーや著作権など知的財産の保護、収集した情報の管理、発信する情報に対する責任など情報モラル及び情報通信ネットワークシステムにおけるセキュリティ管理の重要性について扱うこと。

ウ 内容の(3)については、理容・美容業務において、現在用いられているデータ処理や経営管理、顧客管理等の情報機器の活用について扱うこと。

【課題研究】

1 目標

理容又は美容に関する課題を設定し、その課題の解決を図る学習を通して、専門的な知識と技術の深化、総合化を図るとともに、問題解決の能力や自発的、創造的な学習態度を育てる。

2 内容

- (1) 調査、研究、実験
- (2) 作品製作
- (3) 産業現場等における実習
- (4) 職業資格の取得

3 内容の取扱い

- (1) 内容の構成及びその取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。

留意すること。

イ 内容の(1)及び(2)については、理容・美容に関する題材やデータを用いることなどにより、理容・美容の分野との関連を考慮した指導を行うよう留意すること。

(2) 内容の範囲や程度については、次の事項に配慮するものとする。

ア 内容の(1)については、生活における情報の意義や役割及びコンピュータの利用分野の概要について理解させるとともに、情報を扱う者の責任や基本的なルールについても扱うこと。

イ 内容の(2)のイについては、生徒の実態に応じてアプリケーションソフトウェアを選択し、その基本操作を扱うこと。ウについては、情報通信ネットワークを活用した情報の収集、処理、発信について体験的に理解させること。

ウ 内容の(3)については、理容・美容業務において、現在用いられているデータ処理や経営管理、顧客管理等のコンピュータの活用について扱うこと。

【課題研究】

1 目標

理容又は美容に関する課題を設定し、その課題の解決を図る学習を通して、専門的な知識と技術の深化、総合化を図るとともに、問題解決の能力や自発的、創造的な学習態度を育てる。

2 内容

- (1) 調査、研究、実験
- (2) 作品製作
- (3) 産業現場等における実習
- (4) 職業資格の取得

3 内容の取扱い

- (1) 内容の構成及びその取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。

ア 生徒の興味・関心，進路希望等に応じて，内容の(1)から(4)までの中から個人又はグループで適切な課題を設定させること。なお，課題は内容の(1)から(4)までの2項目以上にまたがる課題を設定することができること。

イ 課題研究の成果について発表する機会を設けるよう努めること。

第3 各科目にわたる指導計画の作成と内容の取扱い

1 指導計画の作成に当たっては，次の事項に配慮するものとする。

- (1) 生徒が取得しようとする資格の種類に応じて，各科目の内容を選択して指導すること。
- (2) 各科目の指導に当たっては，できるだけ実験・実習を通して，实际的，具体的に理解させるようにすること。
- (3) 「課題研究」については，年間指導計画に定めるところに従い，必要に応じて弾力的に授業時間を配当することができること。
- (4) 地域や理容所，美容所等との連携・交流を通じた実践的な学習活動や就業体験を積極的に取り入れるとともに，社会人講師を積極的に活用するなどの工夫に努めること。

2 各科目の指導に当たっては，コンピュータや情報通信ネットワーク等の活用を図り，学習の効果を高めるよう配慮するものとする。

3 実験・実習を行うに当たっては，関連する法令等に従い，施設・設備や薬品等の安全管理に配慮し，学習環境を整えるとともに，事故防止の指導を徹底し，安全と衛生に十分留意すること。また，廃液処理の指導を徹底し，自然環境の保護に十分留意するものとする。

第8款 クリーニング

ア 生徒の興味・関心，進路希望等に応じて，内容の(1)から(4)までの中から個人又はグループで適切な課題を設定させること。なお，課題は内容の(1)から(4)までの2項目以上にまたがる課題を設定することができること。

イ 課題研究の成果について発表する機会を設けるよう努めること。

第3 各科目にわたる指導計画の作成と内容の取扱い

1 指導計画の作成に当たっては，次の事項に配慮するものとする。

- (1) 生徒が取得しようとする資格の種類に応じて，各科目の内容を選択して指導すること。
- (2) 各科目の指導に当たっては，できるだけ実験・実習を通して，实际的，具体的に理解させるようにすること。
- (3) 「課題研究」については，年間指導計画に定めるところに従い，必要に応じて弾力的に授業時間を配当することができること。
- (4) 地域や理容所，美容所等との連携を図り，就業体験を積極的に取り入れるとともに，社会人講師を積極的に活用するなどの工夫に努めること。

2 各科目の指導に当たっては，コンピュータや情報通信ネットワーク等の活用を図り，学習の効果を高めるよう配慮するものとする。

3 各科目の内容の取扱いのうち内容の範囲や程度等を示す事項は，当該科目を履修するすべての生徒に対して指導するものとする内容の範囲や程度等を示したものであり，学校において必要がある場合には，この事項にかかわらず指導することができること。

4 実験・実習を行うに当たっては，施設・設備の安全管理に配慮し，学習環境を整えるとともに，事故防止の指導を徹底し，安全と衛生に十分留意するものとする。

第9款 クリーニング

第1 目標

クリーニングに関する基礎的・基本的な知識と技術を習得させ、その社会的意義と役割を理解させるとともに、クリーニングを通して公衆衛生の向上に寄与する能力と態度を育てる。

第2 各科目

[クリーニング関係法規]

1 目標

クリーニングに関する法規について理解させ、クリーニング業を適切に行うために必要な能力と態度を育てる。

2 内容

(1) 法制概要

ア 法の意義と役割 イ 衛生法規の概要
ウ 衛生行政の仕組みと意義

(2) クリーニング業法

ア 沿革と目的 イ クリーニング師の免許等 ウ 細則

(3) 関係法規

ア 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
イ 水質汚濁防止法
ウ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
エ 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律

3 内容の取扱い

(1) 内容の構成及びその取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。

ア 内容の(2)及び(3)については、クリーニング業の関係法規及び従事者の健康保持、公害防止などに関し、事例を基に具体的に扱うこと。

(2) 内容の範囲や程度については、次の事項に配慮するものとする。

第1 目標

クリーニングに関する基礎的・基本的な知識と技術を習得させ、その社会的意義と役割を理解させるとともに、クリーニングを通して公衆衛生の向上に寄与する能力と態度を育てる。

第2 各科目

[クリーニング関係法規]

1 目標

クリーニングに関する法規について理解させ、クリーニング業を適切に行うために必要な能力と態度を育てる。

2 内容

(1) 法制概要

ア 法の意義と役割 イ 衛生法規の概要
ウ 衛生行政の仕組みと意義

(2) クリーニング業法

ア 沿革と目的 イ クリーニング師の免許等 ウ 細則

(3) 関係法規

ア 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
イ 水質汚濁防止法
ウ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律

3 内容の取扱い

(1) 内容の構成及びその取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。

ア 内容の(2)及び(3)については、クリーニング業の関係法規及び従事者の健康保持、公害防止などに関し、事例を基に具体的に扱うこと。

(2) 内容の範囲や程度については、次の事項に配慮するものとする。

ア 内容の(1)については、法の役割と運用、衛生行政の仕組みなどについて、クリーニング業と関連させながら理解させること。

イ 内容の(2)については、クリーニング業の社会的意義、営業者や従事者としての心構え、倫理観、遵守事項に触れること。

ウ 内容の(3)については、ドライクリーニング溶剤の有害性、排水と環境汚染の関係、従事者の健康管理等の概要を扱うこと。

[公衆衛生]

1 目標

公衆衛生に関する知識を習得させ、クリーニングを衛生的に行う能力と態度を育てる。

2 内容

(1) 公衆衛生の概要

ア 公衆衛生の意義 イ 公衆衛生の歩みと課題

(2) 環境衛生

ア 生物と環境 イ 生活の変化と環境の変化

ウ 自然環境と社会環境 エ 環境衛生活動

(3) 予防衛生

ア 疾病の予防 イ 母子保健 ウ 老人保健 エ 精神保健

(4) 感染症

ア 感染症と社会生活 イ 種類と発生要因 ウ 予防接種

(5) 消毒

ア 消毒の意義と定義 イ 消毒の種類と方法

ウ クリーニング業と消毒の必要性

(6) 環境への配慮

ア 公害の種類と環境保全 イ クリーニング業と環境汚染対策

3 内容の取扱い

(1) 内容の構成及びその取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。

ア 内容の(2)については、人と環境とのかかわり、科学技術の発展と環境

ア 内容の(1)については、法の役割と運用、衛生行政の仕組みなどについて、クリーニング業と関連させながら理解させること。

イ 内容の(2)については、クリーニング業の社会的意義、営業者や従事者の遵守事項に触れること。

ウ 内容の(3)については、ドライクリーニング溶剤の有害性、排水と環境汚染の関係、従事者の健康管理等の概要を扱うこと。

[公衆衛生]

1 目標

公衆衛生に関する知識を習得させ、クリーニングを衛生的に行う能力と態度を育てる。

2 内容

(1) 公衆衛生の概要

ア 公衆衛生の意義 イ 公衆衛生の歩みと課題

(2) 環境衛生

ア 生物と環境 イ 生活の変化と環境の変化

ウ 自然環境と社会環境 エ 環境衛生活動

(3) 予防衛生

ア 疾病の予防 イ 母子保健 ウ 老人保健 エ 精神保健

(4) 感染症

ア 感染症と社会生活 イ 種類と発生要因 ウ 予防接種

(5) 消毒

ア 消毒の意義と定義 イ 消毒の種類と方法

ウ クリーニング業と消毒の必要性

(6) 環境への配慮

ア 公害の種類と環境保全 イ クリーニング業と環境汚染対策

3 内容の取扱い

(1) 内容の構成及びその取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。

ア 内容の(2)については、人と環境とのかかわり、科学技術の発展と環境

汚染、環境保全の必要性などについて、事例を取り上げて具体的に指導すること。

(2) 内容の範囲や程度については、次の事項に配慮するものとする。

ア 内容の(2)については、水、空気、日光や衣食住などへの関心を深め、公害や環境汚染と環境衛生活動とのかかわりについて理解させること。

イ 内容の(3)及び(4)については、医学の進歩と高齢化の進展、疾病予防等の学習を踏まえ、感染症とクリーニングとのかかわりについて具体的に扱うこと。

ウ 内容の(5)については、「クリーニング業法」に基づく被洗物の区分、消毒法と各種消毒薬の取扱い、従事者の業務停止等を取り上げること。

エ 内容の(6)については、クリーニング業務に必要な環境汚染対策を重点的に指導すること。

[クリーニング理論]

1 目標

クリーニングを科学的に行うために必要な知識を習得させ、これを実際に応用する能力と態度を育てる。

2 内容

(1) 衣服と汚れ

ア クリーニングの歴史と目的 イ 着衣の目的 ウ 汚れの種類
エ 汚れの付着機構

(2) クリーニングの科学

ア クリーニングの三要素 イ 洗浄作用のメカニズム

(3) 水と洗浄作用

ア 硬水と軟水 イ 硬水の欠点と軟化法

(4) 界面活性剤

ア 界面活性剤の構造と性質 イ ビルダールの働きと種類
ウ 補助剤の種類と働き

(5) 洗剤と溶剤

汚染、環境保全の必要性などについて、事例を取り上げて具体的に指導すること。

(2) 内容の範囲や程度については、次の事項に配慮するものとする。

ア 内容の(2)については、水、空気、日光や衣食住などへの関心を深め、公害や環境汚染と環境衛生活動とのかかわりについて理解させること。

イ 内容の(3)及び(4)については、医学の進歩と高齢化の進展、疾病予防等の学習を踏まえ、感染症とクリーニングとのかかわりについて具体的に扱うこと。

ウ 内容の(5)については、クリーニング業法に基づく被洗物の区分、消毒法と各種消毒薬の取扱い、従事者の業務停止等を取り上げること。

エ 内容の(6)については、クリーニング業務に必要な環境汚染対策を重点的に指導すること。

[クリーニング理論]

1 目標

クリーニングを科学的に行うために必要な知識を習得させ、これを実際に応用する能力と態度を育てる。

2 内容

(1) 衣服と汚れ

ア クリーニングの歴史と目的 イ 着衣の目的 ウ 汚れの種類
エ 汚れの付着機構

(2) クリーニングの科学

ア クリーニングの三要素 イ 洗浄作用のメカニズム

(3) 水と洗浄作用

ア 硬水と軟水 イ 硬水の欠点と軟化法

(4) 界面活性剤

ア 界面活性剤の構造と性質 イ ビルダールの働きと種類
ウ 補助剤の種類と働き

(5) 洗剤と溶剤

ア 洗剤と溶剤の違い イ 洗剤と溶剤の働き

(6) ランドリー

ア ランドリーとウェットクリーニング イ 被洗物と洗濯方式

ウ ランドリーの工程

(7) ウェットクリーニング

ア 被洗物 イ 洗剤と洗濯方法

(8) ドライクリーニング

ア 溶剤と洗剤 イ 工程と洗浄方式 ウ 溶剤管理と清浄方法

(9) 特殊加工としみ抜き

ア 各種加工の目的と種類 イ しみ抜きの用具と機器

ウ しみの分類と判別 エ しみ抜きの方法

3 内容の取扱い

(1) 内容の構成及びその取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。

ア 指導に当たっては、実験・実習を中心として取り扱うこと。

(2) 内容の範囲や程度については、次の事項に配慮するものとする。

ア 内容の(1)については、着衣に伴う汚れの種類や性質など、内容の(4)については、界面活性剤の種類等に重点を置いて扱うこと。

イ 内容の(6)については、ランドリーの特徴と適する被洗物、工程に沿った洗剤濃度や洗濯時間等に重点を置いて扱うこと。

ウ 内容の(8)については、ドライクリーニングの特徴、有機溶剤の取扱いと人体に及ぼす影響、廃棄物の処理等に重点を置いて扱うこと。

エ 内容の(9)については、しみ抜きに関する知識、薬品の取扱いと管理、被洗物の損傷等について扱うこと。

[織 維]

1 目 標

繊維製品に関する知識を習得させ、これをクリーニングに応用する能力と態度を育てる。

2 内 容

ア 洗剤と溶剤の違い イ 洗剤と溶剤の働き

(6) ランドリー

ア ランドリーとウェットクリーニング イ 被洗物と洗濯方式

ウ ランドリーの工程

(7) ウェットクリーニング

ア 被洗物 イ 洗剤と洗濯方法

(8) ドライクリーニング

ア 溶剤と洗剤 イ 工程と洗浄方式 ウ 溶剤管理と清浄方法

(9) 特殊加工としみ抜き

ア 各種加工の目的と種類 イ しみ抜きの用具と機器

ウ しみの分類と判別 エ しみ抜きの方法

3 内容の取扱い

(1) 内容の構成及びその取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。

ア 指導に当たっては、実験・実習を中心として取り扱うこと。

(2) 内容の範囲や程度については、次の事項に配慮するものとする。

ア 内容の(1)については、着衣に伴う汚れの種類や性質など、内容の(4)については、界面活性剤の種類等に重点を置いて扱うこと。

イ 内容の(6)については、ランドリーの特徴と適する被洗物、工程に沿った洗剤濃度や洗濯時間等に重点を置いて扱うこと。

ウ 内容の(8)については、ドライクリーニングの特徴、有機溶剤の取扱いと人体に及ぼす影響、廃棄物の処理等に重点を置いて扱うこと。

エ 内容の(9)については、しみ抜きに関する知識、薬品の取扱いと管理、被洗物の損傷等について扱うこと。

[織 維]

1 目 標

繊維製品に関する知識を習得させ、これをクリーニングに応用する能力と態度を育てる。

2 内 容

(1) 繊維の種類

ア 繊維素材による分類

(2) 繊維の性質と判別

ア 各種繊維の性質 イ 各種繊維の判別

(3) 織物と編み物

ア 織物の組織と性質 イ 編み物の組織と性質 ウ 不織布など

(4) 繊維の各種加工

(5) 付属品や飾りのクリーニングと取扱い

3 内容の取扱い

(1) 内容の構成及びその取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。

ア 内容の(2)及び(4)については、各種繊維の特徴、判別方法及び加工等について実験・実習を通して理解させるよう留意すること。

(2) 内容の範囲や程度については、次の事項に配慮するものとする。

ア 内容の(2)については、各種繊維の用途や取扱い、内容の(3)については、織物と編み物のそれぞれの用途や取扱い、不織布、人工皮革などに重点を置いて扱うこと。

イ 内容の(4)については、防水、防虫加工方法等、内容の(5)については、ボタンや飾り等の破損や^{よう}熔解防止の方法について扱うこと。

[クリーニング機器・装置]

1 目標

クリーニング機器や装置に関する知識と技術を習得させ、クリーニングを適切に行う能力と態度を育てる。

2 内容

(1) ランドリー機器・装置の構造と操作

ア 洗濯機と脱水機 イ ^{のり}糊煮器と湯沸器 ウ 乾燥機

エ ブラッシング器具

(2) ドライクリーニング機器・装置の構造と操作

ア 洗濯機と脱水機 イ 清浄装置

(1) 繊維の種類

ア 繊維素材による分類

(2) 繊維の性質と判別

ア 各種繊維の性質 イ 各種繊維の判別

(3) 織物と編み物

ア 織物の組織と性質 イ 編み物の組織と性質 ウ 不織布など

(4) 繊維の各種加工

(5) 付属品や飾りのクリーニングと取扱い

3 内容の取扱い

(1) 内容の構成及びその取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。

ア 内容の(2)及び(4)については、各種繊維の特徴、判別方法及び加工等について実験・実習を通して理解させるよう留意すること。

(2) 内容の範囲や程度については、次の事項に配慮するものとする。

ア 内容の(2)については、各種繊維の用途や取扱い、内容の(3)については、織物と編み物のそれぞれの用途や取扱い、不織布、人工皮革などに重点を置いて扱うこと。

イ 内容の(4)については、防水、防虫加工方法等、内容の(5)については、ボタンや飾り等の破損や^{よう}熔解防止の方法について扱うこと。

[クリーニング機器・装置]

1 目標

クリーニング機器や装置に関する知識と技術を習得させ、クリーニングを適切に行う能力と態度を育てる。

2 内容

(1) ランドリー機器・装置の構造と操作

ア 洗濯機と脱水機 イ ^{のり}糊煮器と湯沸器 ウ 乾燥機

エ ブラッシング器具

(2) ドライクリーニング機器・装置の構造と操作

ア 洗濯機と脱水機 イ 清浄装置

(3) 各種プレス機の構造と操作

- ア ワイシャツプレス機類 イ ズボンプレス機類
ウ シーツローラー

(4) しみ抜き機器

- ア 蒸気しみ抜き器 イ 超音波しみ抜き器
ウ ジェットスポッター

(5) ボイラー

- ア ボイラーの構造 イ ボイラー用水の管理

(6) 機器・装置の安全な操作と事故・危険防止

- ア 蒸気バルブ イ 電源とモーター ウ 事故・危険防止

3 内容の取扱い

(1) 内容の構成及びその取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。

ア 内容の(4)については、各種しみ抜き機器、道具類の取扱いに関して、実技や実習を中心として指導すること。

イ 内容の(6)については、機器・装置の安全な操作、点検、事故・危険防止に関する事項を関連させながら扱うようにすること。

(2) 内容の範囲や程度については、次の事項に配慮するものとする。

ア 指導に当たっては、基本的な構造、原理、機能とその保守管理について、安全な操作と事故・危険防止の観点から重点的に扱うこと。

[クリーニング実習]

1 目標

洗濯、乾燥、仕上げ等のクリーニングに関する実際的な知識と技術を総合的に習得させ、クリーニングを適切かつ効率的に行う能力と態度を育てる。

2 内容

(1) ランドリー

- ア 洗濯物の受付と仕分け イ ランドリーの実際
ウ 被洗物の種類別乾燥方法

(2) ウェットクリーニング

(3) 各種プレス機の構造と操作

- ア ワイシャツプレス機類 イ ズボンプレス機類
ウ シーツローラー

(4) しみ抜き機器

- ア 蒸気しみ抜き器 イ 超音波しみ抜き器
ウ ジェットスポッター

(5) ボイラー

- ア ボイラーの構造 イ ボイラー用水の管理

(6) 機器・装置の安全な操作と事故・危険防止

- ア 蒸気バルブ イ 電源とモーター ウ 事故・危険防止

3 内容の取扱い

(1) 内容の構成及びその取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。

ア 内容の(4)については、各種しみ抜き機器、道具類の取扱いに関して、実技や実習を中心として指導すること。

イ 内容の(6)については、機器・装置の安全な操作、点検、事故・危険防止に関する事項を関連させながら扱うようにすること。

(2) 内容の範囲や程度については、次の事項に配慮するものとする。

ア 指導に当たっては、基本的な構造、原理、機能とその保守管理について、安全な操作と事故・危険防止の観点から重点的に扱うこと。

[クリーニング実習]

1 目標

洗濯、乾燥、仕上げ等のクリーニングに関する実際的な知識と技術を総合的に習得させ、クリーニングを適切かつ効率的に行う能力と態度を育てる。

2 内容

(1) ランドリー

- ア 洗濯物の受付と仕分け イ ランドリーの実際
ウ 被洗物の種類別乾燥方法

(2) ウェットクリーニング

ア ウェットクリーニングの実際

イ ドライクリーニングした被洗物の取扱い ウ カーペット

(3) ドライクリーニング

ア ドライクリーニングの実際 イ 溶剤の管理と清浄方法

ウ 有機溶剤と廃棄物

(4) 仕上げ

ア ハンドアイロン仕上げ イ シーツローラー仕上げとたたみ方

ウ 各種プレス機による仕上げと手直し

(5) しみ抜き

ア しみの判別と使用薬品 イ しみ抜きの実際

ウ 薬品の取扱いと管理

3 内容の取扱い

(1) 内容の構成及びその取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。

ア 指導に当たっては、クリーニング工場等の産業現場における見学や実習を通して、機器・装置が適切に扱えるようにすること。

(2) 内容の範囲や程度については、次の事項に配慮するものとする。

ア 内容の(1)から(3)までについては、それぞれの被洗物に適した洗濯方法と工程等に重点を置いて指導すること。特に、内容の(3)については溶剤の管理と清浄方法に留意して扱うこと。

イ 内容の(5)については、薬品の取扱い等を具体的に指導すること。

[課題研究]

1 目標

クリーニングに関する課題を設定し、その課題の解決を図る学習を通して、専門的な知識と技術の深化、総合化を図るとともに、問題解決の能力や自発的、創造的な学習態度を育てる。

2 内容

(1) 調査, 研究, 実験

(2) 産業現場等における実習

ア ウェットクリーニングの実際

イ ドライクリーニングした被洗物の取扱い ウ カーペット

(3) ドライクリーニング

ア ドライクリーニングの実際 イ 溶剤の管理と清浄方法

ウ 有機溶剤と廃棄物

(4) 仕上げ

ア ハンドアイロン仕上げ イ シーツローラー仕上げとたたみ方

ウ 各種プレス機による仕上げと手直し

(5) しみ抜き

ア しみの判別と使用薬品 イ しみ抜きの実際

ウ 薬品の取扱いと管理

3 内容の取扱い

(1) 内容の構成及びその取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。

ア 指導に当たっては、クリーニング工場等の産業現場における見学や実習を通して、機器・装置が適切に扱えるようにすること。

(2) 内容の範囲や程度については、次の事項に配慮するものとする。

ア 内容の(1)から(3)までについては、それぞれの被洗物に適した洗濯方法と工程等に重点を置いて指導すること。特に、内容の(3)については溶剤の管理と清浄方法に留意して扱うこと。

イ 内容の(5)については、薬品の取扱い等を具体的に指導すること。

[課題研究]

1 目標

クリーニングに関する課題を設定し、その課題の解決を図る学習を通して、専門的な知識と技術の深化、総合化を図るとともに、問題解決の能力や自発的、創造的な学習態度を育てる。

2 内容

(1) 調査, 研究, 実験

(2) 産業現場等における実習

(3) 職業資格の取得

3 内容の取扱い

(1) 内容の構成及びその取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。

ア 生徒の興味・関心、進路希望等に応じて、内容の(1)から(3)までの中から個人又はグループで適切な課題を設定させること。なお、課題は内容の(1)から(3)までの2項目以上にまたがる課題を設定することができること。

イ 課題研究の成果について発表する機会を設けるよう努めること。

第3 各科目にわたる指導計画の作成と内容の取扱い

1 指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

(1) 各科目の指導に当たっては、できるだけ実験・実習を通して、実際の、具体的に理解させるようにすること。

(2) 「課題研究」については、年間指導計画に定めるところに従い、必要に応じて弾力的に授業時間を配当することができること。

(3) 地域や産業界との連携・交流を通じた実践的な学習活動や就業体験を積極的に取り入れるとともに、社会人講師を積極的に活用するなどの工夫に努めること。

2 内容の取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。

(1) 各科目の指導に当たっては、各種化学繊維、仕上げ機器等の発達を考慮して、科学的な知識と実際の技術の習得について、特に留意すること。

(2) 各科目の指導に当たっては、コンピュータや情報通信ネットワーク等の活用を図り、学習の効果を高めるようにすること。

3 実験・実習を行うに当たっては、関連する法令等に従い、施設・設備や薬品等の安全管理に配慮し、学習環境を整えるとともに、事故防止の指導を徹底し、安全と衛生に十分留意すること。また、廃液処理の指導を徹底し、自然環境の保護に十分留意するものとする。

第9款 歯科技工

(3) 職業資格の取得

3 内容の取扱い

(1) 内容の構成及びその取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。

ア 生徒の興味・関心、進路希望等に応じて、内容の(1)から(3)までの中から個人又はグループで適切な課題を設定させること。なお、課題は内容の(1)から(3)までの2項目以上にまたがる課題を設定することができること。

イ 課題研究の成果について発表する機会を設けるよう努めること。

第3 各科目にわたる指導計画の作成と内容の取扱い

1 指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

(1) 各科目の指導に当たっては、できるだけ実験・実習を通して、実際の、具体的に理解させるようにすること。

(2) 「課題研究」については、年間指導計画に定めるところに従い、必要に応じて弾力的に授業時間を配当することができること。

(3) 地域や産業界との連携を図り、就業体験を積極的に取り入れるとともに、社会人講師を積極的に活用するなどの工夫に努めること。

2 内容の取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。

(1) 各科目の指導に当たっては、各種化学繊維、仕上げ機器等の発達を考慮して、科学的な知識と実際の技術の習得について、特に留意すること。

(2) 各科目の指導に当たっては、コンピュータや情報通信ネットワーク等の活用を図り、学習の効果を高めるようにすること。

3 実験・実習を行うに当たっては、施設・設備の安全管理に配慮し、学習環境を整えるとともに、事故防止の指導を徹底し、安全と衛生に十分留意するものとする。

第10款 歯科技工

第1 目標

歯科技工に関する基礎的・基本的な知識と技術を習得させ、その社会的意義と役割を理解させるとともに、歯科医療の発展に寄与する能力と態度を育てる。

第2 各科目

[歯科技工関係法規]

1 目標

歯科技工に関する法規について理解させ、歯科技工の業務を適切に行うために必要な能力と態度を育てる。

2 内容

(1) 法制概要

ア 法の概念と体系

(2) 衛生行政の組織

ア 衛生行政の仕組みと意義 イ 衛生行政の財政と活動

(3) 歯科技工士法総論

ア 歯科技工士免許と業務 イ 歯科技工所

ウ 罰則規定と附則等

(4) 関係法規

ア 歯科医師法 イ 歯科衛生士法

3 内容の取扱い

- (1) 内容の構成及びその取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。
 - ア 内容の(3)については、内容の(4)との関連を図り、歯科技工士法における基本用語の的確な理解を促すとともに、罰則規定や諸届についての理解を深めるようにすること。
- (2) 内容の範囲や程度については、次の事項に配慮するものとする。
 - ア 内容の(1)及び(2)については、法制の仕組み、国や都道府県の衛生行政の概要について扱うこと。

第1 目標

歯科技工に関する基礎的・基本的な知識と技術を習得させ、その社会的意義と役割を理解させるとともに、歯科医療の発展に寄与する能力と態度を育てる。

第2 各科目

[歯科技工関係法規]

1 目標

歯科技工に関する法規について理解させ、歯科技工の業務を適切に行うために必要な能力と態度を育てる。

2 内容

(1) 法制概要

ア 法の概念と体系

(2) 衛生行政の組織

ア 衛生行政の仕組みと意義 イ 衛生行政の財政と活動

(3) 歯科技工士法総論

ア 歯科技工士免許と業務 イ 歯科技工所

ウ 罰則規定と附則等

(4) 関係法規

ア 歯科医師法 イ 歯科衛生士法

3 内容の取扱い

- (1) 内容の構成及びその取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。
 - ア 内容の(3)については、内容の(4)との関連を図り、歯科技工士法における基本用語の的確な理解を促すとともに、罰則規定や諸届についての理解を深めるようにすること。
- (2) 内容の範囲や程度については、次の事項に配慮するものとする。
 - ア 内容の(1)及び(2)については、法制の仕組み、国や都道府県の衛生行政の概要について扱うこと。

イ 内容の(3)については、「歯科技工士法」の概要、歯科技工士免許の要件、歯科技工の業務等を総合的に理解させるとともに、職業人としての心構えや倫理観にも触れるようにすること。

ウ 内容の(4)については、各医療従事者の業務内容等について歯科技工とのかかわりに重点を置いて指導すること。

[歯科技工学概論]

1 目標

歯科技工及び口腔^{くわう}の機能と疾患の概要について理解させ、歯科技工に必要な能力と態度を育てる。

2 内容

(1) 歯科技工総論

ア 歯科医療及び歯科技工の意義 イ 歯科技工士の倫理

ウ 歯科技工の沿革 エ 口腔^{くわう}の構造と機能

オ 歯科及び口腔^{くわう}の疾患

(2) 歯科技工管理

ア 歯科技工業務の運営と管理 イ 作業環境と衛生

ウ 歯科技工士の健康管理

3 内容の取扱い

(1) 内容の構成及びその取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。

ア 内容の(1)及び(2)については、歯科技工の概要を理解させるとともに医療従事者としての自覚を養うように努めること。

(2) 内容の範囲や程度については、次の事項に配慮するものとする。

ア 内容の(1)については、歯科技工に必要な基礎的事項に重点を置いて扱うこと。

イ 内容の(2)については、歯科技工業務の特徴を理解させ、その責務等を重点的に扱うこと。

[歯科理工学]

イ 内容の(3)については、歯科技工士法の概要、歯科技工士免許の要件、歯科技工の業務等を総合的に理解させること。

ウ 内容の(4)については、各医療従事者の業務内容等について歯科技工とのかかわりに重点を置いて指導すること。

[歯科技工学概論]

1 目標

歯科技工及び口腔^{くわう}の機能と疾患の概要について理解させ、歯科技工に必要な能力と態度を育てる。

2 内容

(1) 歯科技工総論

ア 歯科医療及び歯科技工の意義 イ 歯科技工士の倫理

ウ 歯科技工の沿革 エ 口腔^{くわう}の構造と機能

オ 歯科及び口腔^{くわう}の疾患

(2) 歯科技工管理

ア 歯科技工業務の運営と管理 イ 作業環境と衛生

ウ 歯科技工士の健康管理

3 内容の取扱い

(1) 内容の構成及びその取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。

ア 内容の(1)及び(2)については、歯科技工の概要を理解させるとともに医療従事者としての自覚を養うように努めること。

(2) 内容の範囲や程度については、次の事項に配慮するものとする。

ア 内容の(1)については、歯科技工に必要な基礎的事項に重点を置いて扱うこと。

イ 内容の(2)については、歯科技工業務の特徴を理解させ、その責務等を重点的に扱うこと。

[歯科理工学]

1 目標

歯科技工に必要な歯科材料，機械・器具及び歯科鑄造に関する基礎的な知識と技術を習得させ，歯科技工を適切に行う能力と態度を育てる。

2 内容

(1) 歯科理工学概論

ア 歯科理工の目的と意義 イ 歯科材料の性質

(2) 歯科技工材料

ア 金属材料 イ 高分子材料 ウ 無機材料

(3) 歯科技工用機器

ア 切削機器 イ 研磨機器 ウ 歯科技工関連機器

(4) 歯科鑄造

ア 歯科鑄造概説 イ 歯科鑄造用材料と器具

ウ 鑄造体の精度と適合

3 内容の取扱い

(1) 内容の構成及びその取扱いに当たっては，次の事項に配慮するものとする。

ア 指導に当たっては，実験・実習を中心とすること。

イ 内容の(4)については，「歯科技工実習」と関連させて扱うこと。

(2) 内容の範囲や程度については，次の事項に配慮するものとする。

ア 内容の(1)については，歯科材料の物理的，化学的性質，歯科材料と人体との関連，歯科材料の接着，歯科材料規格等の基礎的な内容について扱うこと。

イ 内容の(2)及び(3)については，相互に関連させて扱い，実際的な知識と技術の習得を図ること。

ウ 内容の(4)については，歯科鑄造の目的と意義，その概要について扱うこと。

[歯の解剖学]

1 目標

歯の解剖に関する基礎的な知識と技術を習得させ，歯科技工を適切に行う能

1 目標

歯科技工に必要な歯科材料，機械・器具及び歯科鑄造に関する基礎的な知識と技術を習得させ，歯科技工を適切に行う能力と態度を育てる。

2 内容

(1) 歯科理工学概論

ア 歯科理工の目的と意義 イ 歯科材料の性質

(2) 歯科技工材料

ア 金属材料 イ 高分子材料 ウ 無機材料

(3) 歯科技工用機器

ア 切削機器 イ 研磨機器 ウ 歯科技工関連機器

(4) 歯科鑄造

ア 歯科鑄造概説 イ 歯科鑄造用材料と器具

ウ 鑄造体の精度と適合

3 内容の取扱い

(1) 内容の構成及びその取扱いに当たっては，次の事項に配慮するものとする。

ア 指導に当たっては，実験・実習を中心とすること。

イ 内容の(4)については，「歯科技工実習」と関連させて扱うこと。

(2) 内容の範囲や程度については，次の事項に配慮するものとする。

ア 内容の(1)については，歯科材料の物理的，化学的性質，歯科材料と人体との関連，歯科材料の接着，歯科材料規格等の基礎的事項について扱うこと。

イ 内容の(2)及び(3)については，相互に関連させて扱い，実際的な知識と技術の習得を図ること。

ウ 内容の(4)については，歯科鑄造の目的と意義，その概要について扱うこと。

[歯の解剖学]

1 目標

歯の解剖に関する基礎的な知識と技術を習得させ，歯科技工を適切に行う能

力と態度を育てる。

2 内容

(1) 口腔解剖

ア 口腔周囲の骨と筋 イ 顎関節と口腔

(2) 歯の解剖

ア 歯の概説 イ 永久歯と乳歯 ウ 歯周組織

エ 歯列弓と上下顎の位置関係

3 内容の取扱い

(1) 内容の構成及びその取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。

ア 「顎口腔機能学」との関連を図り、歯の解剖について総合的に理解させるよう留意すること。

(2) 内容の範囲や程度については、次の事項に配慮するものとする。

ア 内容の(1)については、口腔及び口腔周囲の概要について扱うこと。

イ 内容の(2)については、天然歯の観察により、歯の形態や歯群、歯の消化器系器官としての意義等を扱うこと。

[顎口腔機能学]

1 目標

顎口腔系器官の機能と形態を理解させるとともに、咬合器の取扱い方を習得させ、歯科技工を適切に行う能力と態度を育てる。

2 内容

(1) 顎口腔機能学概論

ア 顎口腔系の機能、形態及びその維持

(2) 下顎運動と咬合

ア 下顎位と下顎運動 イ 咬合に関する指標等 ウ 咬合様式

(3) 咬合器の取扱い

ア 咬合器の機能と分類 イ 平均値咬合器 ウ 半調節性咬合器

エ 全調節性咬合器

(4) 義歯及び修復物の咬合

力と態度を育てる。

2 内容

(1) 口腔解剖

ア 口腔周囲の骨と筋 イ 顎関節と口腔

(2) 歯の解剖

ア 歯の概説 イ 永久歯と乳歯 ウ 歯周組織

エ 歯列弓と上下顎の位置関係

3 内容の取扱い

(1) 内容の構成及びその取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。

ア 「顎口腔機能学」との関連を図り、歯の解剖について総合的に理解させるよう留意すること。

(2) 内容の範囲や程度については、次の事項に配慮するものとする。

ア 内容の(1)については、口腔及び口腔周囲の概要について扱うこと。

イ 内容の(2)については、天然歯の観察により、歯の形態や歯群、歯の消化器系器官としての意義等を扱うこと。

[顎口腔機能学]

1 目標

顎口腔系器官の機能と形態を理解させるとともに、咬合器の取扱い方を習得させ、歯科技工を適切に行う能力と態度を育てる。

2 内容

(1) 顎口腔機能学概論

ア 顎口腔系の機能、形態及びその維持

(2) 下顎運動と咬合

ア 下顎位と下顎運動 イ 咬合に関する指標等 ウ 咬合様式

(3) 咬合器の取扱い

ア 咬合器の機能と分類 イ 平均値咬合器 ウ 半調節性咬合器

エ 全調節性咬合器

(4) 義歯及び修復物の咬合

ア 修復物の咬合 イ 部分床義歯と全部床義歯

3 内容の取扱い

- (1) 内容の構成及びその取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。
- ア 内容の(1)から(3)までについては、有床義歯技工実習、歯冠修復技工実習よりも先行して履修できるようにすること。
- イ 内容の(4)については、「有床義歯技工学」及び「歯冠修復技工学」と関連させながら扱うこと。
- (2) 内容の範囲や程度については、次の事項に配慮するものとする。
- ア 内容の(1)については、顎口腔系器官の機能を、その形態と関連させながら扱うこと。
- イ 内容の(2)については、各種の咬合様式等に関して、歯の接触関係を中心に扱うこと。
- ウ 内容の(3)については、平均値咬合器と半調節性咬合器の取扱い方に重点を置いて指導し、全調節性咬合器については、その概略を理解させることにとどめること。

[有床義歯技工学]

1 目標

有床義歯技工に関する基礎的な知識と技術を習得させ、歯科技工を適切に行う能力と態度を育てる。

2 内容

- (1) 全部床義歯技工学
- ア 全部床義歯の目的、分類、構成 イ 全部床義歯技工の基礎知識
ウ 全部床義歯の製作
- (2) 部分床義歯技工学
- ア 部分床義歯の目的、分類、構成 イ 部分床義歯技工の基礎知識
ウ 部分床義歯の製作

3 内容の取扱い

- (1) 内容の構成及びその取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。

ア 修復物の咬合 イ 部分床義歯と全部床義歯

3 内容の取扱い

- (1) 内容の構成及びその取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。
- ア 内容の(1)から(3)までについては、有床義歯技工実習、歯冠修復技工実習よりも先行して履修できるようにすること。
- イ 内容の(4)については、「有床義歯技工学」及び「歯冠修復技工学」と関連させながら扱うこと。
- (2) 内容の範囲や程度については、次の事項に配慮するものとする。
- ア 内容の(1)については、顎口腔系器官の機能を、その形態と関連させながら扱うこと。
- イ 内容の(2)については、各種の咬合様式等に関して、歯の接触関係を中心に扱うこと。
- ウ 内容の(3)については、平均値咬合器と半調節性咬合器の取扱い方に重点を置いて指導し、全調節性咬合器については、その概略を理解させることにとどめること。

[有床義歯技工学]

1 目標

有床義歯技工に関する基礎的な知識と技術を習得させ、歯科技工を適切に行う能力と態度を育てる。

2 内容

- (1) 全部床義歯技工学
- ア 全部床義歯の目的、分類、構成 イ 全部床義歯技工の基礎知識
ウ 全部床義歯の製作
- (2) 部分床義歯技工学
- ア 部分床義歯の目的、分類、構成 イ 印象採得と咬合採得
ウ 人工歯排列 エ 咬合調整と研磨 オ 金属床義歯

3 内容の取扱い

- (1) 内容の構成及びその取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。

ア 有床義歯については、「歯の解剖学」及び「顎口腔機能学」との関連を図り、症例実習を中心にして基礎的な技術の習得を図ること。

イ 有床義歯の製作の指導に当たっては、機能的回復と審美的回復に必要な知識の習得と態度の形成に努めるようにすること。

(2) 内容の範囲や程度については、次の事項に配慮するものとする。

ア 内容の(1)については、顎口腔を取り巻く骨、筋肉などの形態的特徴や機能的特徴について、咬合器と関連させながら扱うこと。

イ 内容の(2)については、残存歯との調和に配慮した人工歯排列、咬合調整に重点を置いて扱うこと。

[歯冠修復技工学]

1 目標

歯冠修復技工に関する基礎的な知識と技術を習得させ、歯科技工を適切に行う能力と態度を育てる。

2 内容

(1) 歯冠修復技工学概論

ア 歯冠修復技工の目的と意義 イ 印象採得と作業模型
ウ 咬合採得と咬合器

(2) インレー

ア インレーの特徴 イ 窩洞形態と構成 ウ インレーの製作法

(3) 被覆冠

ア 一部被覆冠と全部被覆冠 イ 全部鑄造冠の製作法
ウ 前装鑄造冠の製作法

(4) 歯冠継続歯

ア 歯冠継続歯の特徴

(5) 架工義歯（橋義歯）

ア 架工義歯の特徴 イ 支台装置の種類と要件

ア 有床義歯については、「歯の解剖学」及び「顎口腔機能学」との関連を図り、症例実習を中心にして基礎的・基本的な技術の習得を図ること。

イ 有床義歯の製作の指導に当たっては、機能的回復と審美的回復に必要な知識の習得と態度の形成に努めるようにすること。

(2) 内容の範囲や程度については、次の事項に配慮するものとする。

ア 内容の(1)については、顎口腔を取り巻く骨、筋肉などの形態的特徴や機能的特徴について、咬合器と関連させながら扱うこと。

イ 内容の(2)については、残存歯との調和に配慮した人工歯排列、咬合調整に重点を置いて扱うこと。

[歯冠修復技工学]

1 目標

歯冠修復技工に関する基礎的な知識と技術を習得させ、歯科技工を適切に行う能力と態度を育てる。

2 内容

(1) 歯冠修復技工学概論

ア 歯冠修復技工の目的と意義 イ 印象採得と作業模型
ウ 咬合採得と咬合器

(2) メタルインレー

ア メタルインレーの特徴 イ 窩洞形態と構成
ウ メタルインレーの製作法

(3) 陶材インレー

ア 陶材インレーの製作法

(4) 被覆冠

ア 一部被覆冠と全部被覆冠 イ 全部鑄造冠の製作法
ウ 前装鑄造冠の製作法

(5) 継続歯と架工義歯（橋義歯）

ア 継続歯及び架工義歯の特徴 イ 支台装置の種類と要件

ウ 橋体の種類と特徴

3 内容の取扱い

(1) 内容の構成及びその取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。

ア 「歯の解剖学」、^{がく}「顎口腔機能学」及び「有床義歯技工学」と関連させながら指導すること。

イ 内容の(1)については、内容の(2)から(5)までとの関連を図り、歯冠修復技工の意義と目的について理解させること。

ウ 内容の(3)のイについては、歯冠修復技工学の中心となる分野であることから、他の分野と関連させながら、的確な理解を深めるよう留意すること。

(2) 内容の範囲や程度については、次の事項に配慮するものとする。

ア (2)から(5)のうち、(2)及び(3)を中心に扱い、それぞれの意義と製作順序に重点を置いて扱うこと。

[矯正歯科技工学]

1 目標

矯正歯科技工に関する基礎的な知識と技術を習得させ、歯科技工を適切に行う能力と態度を育てる。

2 内容

- (1) 矯正歯科技工学概論
- (2) 正常咬合と不正咬合
- (3) 矯正装置と保定装置
- (4) 矯正用模型

3 内容の取扱い

(1) 内容の構成及びその取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。

ア 指導に当たっては、「歯の解剖学」及び「小児歯科技工学」との関連を図り、矯正歯科技工の理論に基づいた基本的な技術の習得を促すよう留意すること。

イ 指導に当たっては、矯正歯科治療の考え方にに基づき、矯正装置の役割や

ウ 橋体の種類と特徴

3 内容の取扱い

(1) 内容の構成及びその取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。

ア 「歯の解剖学」、^{がく}「顎口腔機能学」及び「有床義歯技工学」と関連させながら指導すること。

イ 内容の(1)については、内容の(2)から(5)までとの関連を図り、歯冠修復技工の意義と目的について理解させること。

ウ 内容の(4)のイについては、歯冠修復技工学の中心となる分野であることから、他の分野と関連させながら、的確な理解を深めるよう留意すること。

(2) 内容の範囲や程度については、次の事項に配慮するものとする。

ア 内容の(2)及び(3)については、各種インレーの意義と製作順序に重点を置いて扱うこと。

[矯正歯科技工学]

1 目標

矯正歯科技工に関する基礎的な知識と技術を習得させ、歯科技工を適切に行う能力と態度を育てる。

2 内容

- (1) 矯正歯科技工学概論
- (2) 正常咬合と不正咬合
- (3) 矯正装置と保定装置
- (4) 矯正用模型

3 内容の取扱い

(1) 内容の構成及びその取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。

ア 「歯の解剖学」及び「小児歯科技工学」との関連を図り、矯正歯科技工の理論に基づいた基本的な技術の習得を促すよう留意すること。

イ 指導に当たっては、矯正歯科治療の考え方にに基づき、矯正装置の役割や

製作方法を理解させるようにすること。

(2) 内容の範囲や程度については、次の事項に配慮するものとする。

ア 内容の(1)については、矯正歯科治療の目的や進め方と関連させて扱うこと。

イ 内容の(3)については、基本的な矯正装置と保定装置を取り上げ、その構成や機能、材料の特性等を中心に扱うこと。

[小児歯科技工学]

1 目標

小児歯科技工学に関する基礎的な知識と技術を習得させ、歯科技工を適切に行う能力と態度を育てる。

2 内容

(1) 小児歯科技工学概論

ア 歯、顎、顔面の成長発育 イ 乳歯列期と混合歯列期

(2) 乳歯の歯冠修復

ア 成形充填 イ 被覆冠

(3) 咬合誘導装置

ア 保険装置 イ スペースリゲイナー ウ 口腔習癖除去装置

3 内容の取扱い

(1) 内容の構成及びその取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。

ア 「歯の解剖学」との関連を図り、小児の成長発育に留意しながら、修復物、咬合誘導装置等の製作にかかわる基礎的な知識と技術の習得を促すこと。

イ 内容の(1)については、内容の(2)から(4)までとの関連を図り、小児歯科技工の意義と目的を理解させること。

(2) 内容の範囲や程度については、次の事項に配慮するものとする。

ア 内容の(1)については、小児の成長発育に伴う歯、顎等の変化に重点を

製作技術を理解させるようにすること。

(2) 内容の範囲や程度については、次の事項に配慮するものとする。

ア 内容の(1)については、矯正歯科治療の目的や進め方と関連させて扱うこと。

イ 内容の(3)については、基本的な矯正装置と保定装置を取り上げ、その構成や機能、材料の特性等を中心に扱うこと。

[小児歯科技工学]

1 目標

小児歯科技工学に関する基礎的な知識と技術を習得させ、歯科技工を適切に行う能力と態度を育てる。

2 内容

(1) 小児歯科技工学概論

ア 歯、顎、顔面の成長発育 イ 乳歯列期と混合歯列期

(2) 乳歯の歯冠修復

ア 成形充填 イ 被覆冠

(3) 咬合誘導装置

ア 保険装置 イ スペースリゲイナー

(4) 口腔習癖除去装置

ア 吸指と舌癖の除去

3 内容の取扱い

(1) 内容の構成及びその取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。

ア 「歯の解剖学」との関連を図り、小児の成長発育に留意しながら、修復物、咬合誘導装置等の製作にかかわる基礎的・基本的な知識と技術の習得を促すこと。

イ 内容の(1)については、内容の(2)から(4)までとの関連を図り、小児歯科技工の意義と目的を理解させること。

(2) 内容の範囲や程度については、次の事項に配慮するものとする。

ア 内容の(1)については、小児の成長発育に伴う歯、顎等の変化に重点を

置いて扱うこと。

イ 内容の(3)については、乳歯の早期喪失等による症例の技工物を取り上げるなどして、基本的な製作方法の習得を図ること。

[歯科技工実習]

1 目標

歯科技工に関する実際的な知識と技術を総合的に習得させ、歯科技工を適切に行う能力と態度を育てる。

2 内容

- (1) 有床義歯技工実習
- (2) 歯冠修復及び架工義歯（橋義歯）技工実習
- (3) 歯型彫刻技工実習

3 内容の取扱い

- (1) 内容の構成及びその取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。
ア 指導に当たっては、実験・実習を中心にして使用機械、器具の理解を深め、基礎的な知識と技術を総合的に習得させるよう留意すること。また、安全管理や保健管理にかかわる知識の習得と態度の形成に努めること。

イ 臨床的模型上での実習を行うなど、多種多様な模型の活用を図り、適切な知識や技術の習得を促すこと。また、「歯の解剖学」、「有床義歯技工学」及び「歯冠修復技工学」と関連させながら、生徒の実態に応じて適切に指導すること。

- (2) 内容の範囲や程度については、次の事項に配慮するものとする。
ア 内容の(1)については、臨床的模型を使用した全部床義歯の製作、内容の(2)については、鑄造冠のワックスアップの反復練習、内容の(3)については、石膏、ワックス及びレジンを使用した歯型彫刻に重点を置いて指導すること。

[歯科技工情報活用]

置いて扱うこと。

イ 内容の(3)については、乳歯の早期喪失等による症例の技工物を取り上げるなどして、基本的な製作方法の習得を図ること。

[歯科技工実習]

1 目標

歯科技工に関する実際的な知識と技術を総合的に習得させ、歯科技工を適切に行う能力と態度を育てる。

2 内容

- (1) 有床義歯技工実習
- (2) 歯冠修復及び架工義歯（橋義歯）技工実習
- (3) 歯型彫刻技工実習

3 内容の取扱い

- (1) 内容の構成及びその取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。
ア 指導に当たっては、実験・実習を中心にして使用機械、器具の理解を深め、基礎的・基本的な知識と技術を総合的に習得させるよう留意すること。また、安全管理や保健管理にかかわる知識の習得と態度の形成に努めること。

イ 臨床的模型上での実習を行うなど、多種多様な模型の活用を図り、適切な知識や技術の習得を促すこと。また、「歯の解剖学」、「有床義歯技工学」及び「歯冠修復技工学」と関連させながら、生徒の実態に応じて適切に指導すること。

- (2) 内容の範囲や程度については、次の事項に配慮するものとする。
ア 内容の(1)については、臨床的模型を使用した全部床義歯の製作、内容の(2)については、鑄造冠のワックスアップの反復練習、内容の(3)については、石膏、ワックス及びレジンを使用した歯型彫刻に重点を置いて指導すること。

[歯科技工情報処理]

1 目標

社会における情報化の進展と情報の意義や役割を理解させるとともに、情報の活用に関する知識と技術を習得させ、歯科技工の分野で情報及び情報手段を主体的に活用する能力と態度を育てる。

2 内容

(1) 情報機器と情報の活用

ア 生活と情報の活用 イ 情報機器の活用分野

ウ 情報通信ネットワーク

(2) 情報モラルとセキュリティ

ア 情報の価値とモラル イ 情報のセキュリティ管理

(3) 歯科技工と情報機器の活用

ア 歯科技工における情報機器活用の目的と意義

イ 個人情報の管理

ウ 歯科技工における情報機器活用の実際

3 内容の取扱い

(1) 内容の構成及びその取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。

ア 歯科技工に関する題材やデータなどを用いた実習を通して、歯科技工の分野において情報を主体的に活用できるように指導すること。また、他の歯科技工に関する各科目と関連付けて指導すること。

(2) 内容の範囲や程度については、次の事項に配慮するものとする。

ア 内容の(1)については、情報化の進展が生活や社会に及ぼす影響、情報の意義や役割及び情報機器の活用分野の概要を扱うとともに、情報通信ネットワークを活用した情報の収集、処理、分析、発信について体験的に扱うこと。

イ 内容の(2)については、個人のプライバシーや著作権など知的財産の保護、

1 目標

社会における情報化の進展と情報の意義や役割を理解させるとともに、情報処理に関する知識と技術を習得させ、歯科技工の分野で情報及び情報手段を活用する能力と態度を育てる。

2 内容

(1) 情報社会とコンピュータ

ア 生活と情報処理 イ コンピュータの利用分野

ウ 情報の価値とモラル

(2) コンピュータによる情報処理

ア コンピュータの仕組み イ コンピュータの活用

ウ 情報通信ネットワーク

(3) 歯科技工とコンピュータの活用

ア 歯科技工におけるコンピュータ利用の目的と意義

イ 歯科技工におけるコンピュータ活用の実際 ウ 個人情報の管理

3 内容の取扱い

(1) 内容の構成及びその取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。

ア 指導に当たっては、実習を通して、実践的・体験的に理解させるよう留意すること。

イ 内容の(1)及び(2)については、歯科技工に関する題材やデータを用いることなどにより、歯科技工の分野との関連を考慮した指導を行うよう留意すること。

(2) 内容の範囲や程度については、次の事項に配慮するものとする。

ア 内容の(1)については、生活における情報の意義や役割及びコンピュータの利用分野の概要について理解させるとともに、情報を扱う者の責任や基本的なルールについても扱うこと。

イ 内容の(2)のイについては、生徒の実態に応じてアプリケーションソフト

収集した情報の管理、発信する情報に対する責任など情報モラル及び情報通信ネットワークシステムにおけるセキュリティ管理の重要性について扱うこと。

ウ 内容の(3)については、歯科技工業務において、現在用いられているデータ処理や経営管理等の情報機器の活用について扱うこと。

[課題研究]

1 目標

歯科技工に関する課題を設定し、その課題の解決を図る学習を通して、専門的な知識と技術の深化、総合化を図るとともに、問題解決の能力や自発的、創造的な学習態度を育てる。

2 内容

- (1) 調査, 研究, 実験
- (2) 作品製作
- (3) 医療現場等における実習
- (4) 職業資格の取得

3 内容の取扱い

- (1) 内容の構成及びその取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。
ア 生徒の興味・関心、進路希望等に応じて、内容の(1)から(4)までの中から個人又はグループで適切な課題を設定させること。なお、課題は内容の(1)から(4)までの2項目以上にまたがる課題を設定することができること。
イ 課題研究の成果について発表する機会を設けるよう努めること。

第3 各科目にわたる指導計画の作成と内容の取扱い

1 指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

- (1) 各科目の指導に当たっては、できるだけ実験・実習を通して、实际的、具体的に理解させるようにすること。
- (2) 地域や歯科技工所等との連携・交流を通じた実践的な学習活動や就業体

トウェアを選択し、その基本操作を扱うこと。ウについては、情報通信ネットワークを活用した情報の収集、処理、発信について体験的に理解させること。

ウ 内容の(3)については、歯科技工業務において、現在用いられているデータ処理や経営管理等のコンピュータの活用について扱うこと。

[課題研究]

1 目標

歯科技工に関する課題を設定し、その課題の解決を図る学習を通して、専門的な知識と技術の深化、総合化を図るとともに、問題解決の能力や自発的、創造的な学習態度を育てる。

2 内容

- (1) 調査, 研究, 実験
- (2) 作品製作
- (3) 医療現場等における実習
- (4) 職業資格の取得

3 内容の取扱い

- (1) 内容の構成及びその取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。
ア 生徒の興味・関心、進路希望等に応じて、内容の(1)から(4)までの中から個人又はグループで適切な課題を設定させること。なお、課題は内容の(1)から(4)までの2項目以上にまたがる課題を設定することができること。
イ 課題研究の成果について発表する機会を設けるよう努めること。

第3 各科目にわたる指導計画の作成と内容の取扱い

1 指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

- (1) 各科目の指導に当たっては、できるだけ実験・実習を通して、实际的、具体的に理解させるようにすること。
- (2) 地域や歯科技工所等との連携を図り、就業体験を積極的に取り入れると

験を積極的に取り入れるとともに、社会人講師を積極的に活用するなどの工夫に努めること。

2 内容の取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。

- (1) 各科目の指導に当たっては、各種歯科材料、歯科技工用機械等の発達を考慮して、科学的知識と技術の習得について、特に留意すること。
- (2) 各科目の指導に当たっては、コンピュータや情報通信ネットワーク等の活用を図り、学習の効果を高めるようにすること。

3 実験・実習を行うに当たっては、関連する法令等に従い、施設・設備や薬品等の安全管理に配慮し、学習環境を整えるとともに、事故防止の指導を徹底し、安全と衛生に十分留意するものとする。

ともに、社会人講師を積極的に活用するなどの工夫に努めること。

2 内容の取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。

- (1) 各科目の指導に当たっては、各種歯科材料、歯科技工用機械等の発達を考慮して、科学的知識と技術の習得について、特に留意すること。
- (2) 各科目の指導に当たっては、コンピュータや情報通信ネットワーク等の活用を図り、学習の効果を高めるようにすること。
- (3) 各科目の内容の取扱いのうち内容の範囲や程度等を示す事項は、当該科目を履修するすべての生徒に対して指導するものとする内容の範囲や程度等を示したものであり、学校において必要がある場合には、この事項にかかわらず指導することができること。

3 実験・実習を行うに当たっては、施設・設備の安全管理に配慮し、学習環境を整えるとともに、事故防止の指導を徹底し、安全と衛生に十分留意するものとする。